

J A M 政策NEWS

2020年11月19日 第2021-03号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL : 03-5860-6150

E-Mail : seisaku@jam-union.jp



11月は 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。

～ 中小企業庁、公正取引委員会、厚生労働省が連携して取り組んでいます ～

厚生労働省、中小企業庁、公正取引委員会が連携をして、11月を『しわ寄せ』防止キャンペーン月間』として、集中的な周知・啓発の取り組みを行っています。

このキャンペーンは、2019年6月に策定された「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）がもとです。

しわ寄せ防止総合対策では、中小企業への「しわ寄せ」防止に向けた社会的機運の醸成を図るため、11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」と

位置づけ、集中的な取り組みを実施することとしています。※11月は「下請取引適正化推進月間」にもなっています。

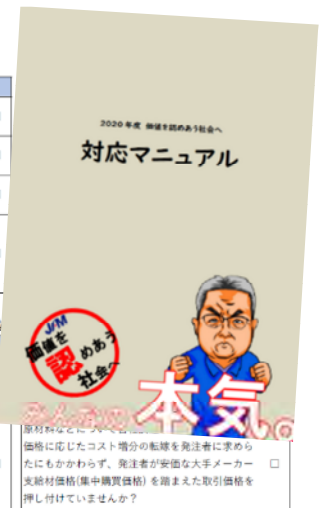
JAMでは「価値を認めあう社会へ」の取り組みをより職場の実態にあった取り組みとするために「対応マニュアル」を作成し、全単組に配布しました。対応マニュアルには、どの様な取引行為が法令違反になるのか点検できるようになっています。また、点検した内容がそのまま改善要求になるような仕組みになっていますので、活用してください。

「しわ寄せ防止」リーフレット



1. 合理的な説明のない価格低減要請	
項目	A. 受注者側チェックポイント
a	発注者の事情のみをもって、価格の引き下げが要求されていますか？
b	不況時や急変動時に、協力依頼と称して大規模な価格低減が要求されていますか？
c	品質が高まる安価な海外製品を引き合いに、取引価格が引き下げられていますか？
d	現場の生産性改善など、コスト削減に向けた発注者による協力がなにもかわらず、受注者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映させていませんか？

2. 原材料価格、エネルギーコスト、労務費等	
項目	A. 受注者側チェックポイント
a	自社の企業努力では吸収しきれないコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、取引価格が据え置かれていませんか？
b	原材料などについて自社調達する受注者が、市況価格に応じたコスト増分の転嫁を発注者に求めたにもかかわらず、発注者が安価な大手メーカー発注価格(集中購買価格)を踏まえた取引価格を押し付けていませんか？



「しわ寄せ防止」特設サイトは こちらから

特設サイトには下請振興法など関連する法律の解説があります。また、パンフレット、ロゴマークなどがダウンロードできます。